

# 平成31年第3回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 平成31年3月25日(月)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時45分

閉会時刻 午後 15時10分

議長 会長 田中正仲

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	星野次男	出
2番	萩元不二夫	出	9番	木村進	出
3番	高橋英雄	出	10番	鴻村正春	出
4番	細田勉	出	11番	田中正仲	出
5番	内田文男	出	12番	渋谷貞男	出
6番	栗原実	出	13番	長堀進	出
7番	梶茂樹	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	増田清次	出	南畑1	新井稔	出
水谷2	船津晴一	出	南畑2	清水登與雄	出
鶴瀬1	金子禮司	出	南畑3	柳下春良	出
鶴瀬2	桑原福治	出			
出席 7名			欠席 0名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	嶋田幹雄	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- |     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 4 番 | 細田 | 勉  | 委員 |
| 5 番 | 内田 | 文男 | 委員 |
| 6 番 | 栗原 | 実  | 委員 |
- 

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1-2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水道管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南畑小学校及び南畑幼稚園の2以上の教育施設があることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック1段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第2-1

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が平成32年の3月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地20筆14,424㎡について、3月11日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問してお話を伺い、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

○議案第3 - 1

(事務局説明)

- ・ 利用権の種類 賃貸借 ・ 借賃 10,000 円/10a
- ・ 土地利用の内容 畑
- ・ 設定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- ・ 農業塾の研修農地として使用

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画について

○議長は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

○議案第4 - 1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月13日に確認し、適正に管理されていました。

「都市農地貸借円滑化法第4条第3項各号の要件について」

①法第4条第3項本文(農作業常時従事要件)

- ・ 従事人数…世帯員2名
- ・ 本人、妻…各270日

②法第4条第3項第1号

(申請者)

- ・ 農産物の5割以上を市内及び隣接する区域内に対して販売する。
- ・ 農産物残さや農業資材などを放置せず取り組んでいく。

(所有者)

- ・ 周辺の農地等に配慮した耕作等の状況を見回り、確認する。

③法第4条第3項第2号(地域との調和要件)

- ・ 申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への適正な配慮を行い。また農薬の使用方法については、地域で行っている防除を参考にして行います。

④法第4条第3項第3号(全部効率利用要件)

- ・ 所有農地営農状況…所有農地(所有地11,523㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。
- ・ 農機具所有状況…トラクター1、トラック3
- ・ 従事人数…世帯員2名
- ・ 申請地までの通作距離…50m

以上都市農地貸借円滑化法第4条第3項各号の要件をすべて満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

( 担当委員からの説明)

3月22日に申請者を訪問し、現地を確認しました。申請者は隣接地を所有しており地域でも一生懸命農業経営をされています。年間を通じ直売や市内青果店へおろしており、問題ないと思われます。

#### 第5号議案 農地利用最適化推進委員選考会の開催について

○議長は、農地利用最適化推進委員選考会を下記のとおり開催してよいか議題として上程し、事務局の説明のあと、全委員に諮り承認された。

「農地利用最適化推進委員選考会」

日時／平成31年3月25日(金) 定例総会終了後

場所／市役所 全員協議会室

内容／農地利用最適化推進委員の選考について

選考委員／農業委員会委員、農地利用最適化推進委員(自己、同居の親族、配偶者に関する事項については参与不可とする。)

議長／農業委員長

選考方法／(1)候補者1名ごとに応募書類等から農地利用最適化推進委員として資格を有するか審議。(2)出席委員の挙手過半数以上で適任者とし、最終候補者とする。

会議の公開・非公開／非公開

#### 第6号議案 農業委員会事務局職員の任免について

○議長は、農業委員会事務局職員の任免について議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

(事務局説明)

本件につきましては、平成31年3月31日付けで嶋田事務局長が退職されるため事務局の職を解くこと。及び平成31年4月1日付けで新たに事務局長として谷合課長を任命しようとするものです。

#### 第7号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

(事務局説明)

本件、7-1につきましては以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、4月24日までに営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会  
会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

( 専決の期間 平成31年2月19日から平成31年3月18日まで)

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| ( 1 ) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 4 件 |
| ( 2 ) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 2 件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)と平成30年度の目標及  
びその達成に向けた活動点検・評価(案)について
2. その他

---

議長は、平成31年第3回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月25日

議 長

---

4 番

---

5 番

---

6 番

---